

● 将来債権譲渡に関する一考察

A Study of Assignment of a Future Credit

木内 清章 Seisho KIUCHI

概要

民法(債権法)改正は、法案が 2015 年国会にも上程されており、翌年度以降の成立が見込まれている。改正の論点は多岐にわたるが、本稿ではその中でも、将来債権譲渡について考察を行なう。法案においても、将来債権譲渡自体は明文化されたものの、債権の譲受人と財産の承継者あるいは管財人との優劣関係については、明確な規律は設けられず今後の解釈に委ねられている。本稿の考察の手順としては、まず法制化に至る議論の流れと判例法理を確認し、さらに学説を比較整理する。そのうえで、特に金融実務面でも拡がりを見せている売掛債権について、事業譲渡が行なわれた場合の承継者と債権譲受人の優劣関係について、複数の学説を基礎に考察する。

キーワード

民法(債権法)改正	Revision to Civil Code (Credit)
債権譲渡担保	Transfer of Receivables as Collateral
将来債権譲渡	Assignment of a Future Credit
売掛債権	Account Receivables
事業譲渡	Business Transfer

目次

- 1 はじめに
- 2 法制化に至る流れ
- 3 将来債権譲渡に係る学説
- 4 譲受人と承継者の対抗関係
- 5 おわりに

1 はじめに

民法(債権関係)改正については、平成 21 年から法制審議会での議論が進められ、その後平成 25 年に中間試案の採択、パブリックコメントを踏まえて、平成 26 年 10 月に要綱案が採択された。そして、平成 27 年秋の通常国会に法案上程されたが、他法案審議との調整から成立には至らなかった。しかしながら、具体的な改正案としてはほぼ出来上がっているものと評価でき、翌年度以降の法案成立とその後の実務への適用へと、視点に移っていくものと思われる。

改正の論点は多岐にわたっているが、本稿はその中で債権譲渡、とりわけ将来債権譲渡についての考察を行なうものである。債権譲渡担保の設定による資金調達手法が進展するなかで、将来債権をも対象とすることは、金融実務において定着している。また判例においても、将来債権譲渡自体が認められてから、相当年数が経っている。したがって、これを改正法案上、明文化していくことには議論は少ないであろう。問題は、その効力を制限・否定するための規律、および対抗関係の規律を定めることである。とりわけ、不動産賃料債権のもととなる不動産自体

が譲渡された場合に、不動産の承継者と将来債権の譲受人の対抗関係、同じく売掛債権のもととなる事業が譲渡されたときの対抗関係などが論点となる。また、将来債権譲渡後に譲渡人が倒産した場合の譲受人と管財人の優劣は、いわゆる倒産公序との整合性の中で議論されるべきであろう¹。これらの点については、改正案の中でも必ずしも明文化されておらず、今後の解釈に委ねられていく側面も強く、本稿でもこれらを考察の対象としていくものである。

考察の手順としては、まず第2章で、今回の法改正に至る論点を抽出整理する。ここでは将来債権以外にも、債権譲渡法制全般について概観する。具体的には、譲渡禁止特約（特約に違反する債権譲渡の効力について）、対抗要件のあり方、債権者による抗弁の切斷（異議をとどめない承諾との関係）などの項目である。また、将来債権譲渡に関する規律については、これを基礎付けるいくつかの重要な最高裁判例があげられる。これらの論点と法理についても整理を行なう。

次いで第3章では、将来債権譲渡に関する学説を概観する。元々は、目的債権が譲渡人から譲受人へ移転する時期が論点であり、債権が現実に発生する時点とする説と、契約締結時点あるいは対抗要件具備の時点とする説、の対立が中心であった。しかし近時は、最高裁判例をふまえて契約締結時点であるとの解釈を前提にして、移転する債権の内容が何かということに論点が移ってきた。これについては、目的債権の処分権であるとする説と、譲渡人の法的地位自体であるとする説が対立する。この議論は、前述した不動産や事業の承継者と、債権の譲受人の優劣関係に結びつくものである。

そして第4章では、事業の承継者と譲受人の優劣関係について、設定例により検討してみる。具体的には、譲渡人たるクレジット会社が割賦代金請求債権について、集合債権譲渡担保契約を締結した後、当該事業を譲渡した場合を考えてみる。ここでは、前章でみた処分権移転説と法的地位移転説の各々の見地に立ったときの効果の違いを考察する。併せて、倒産手続開始以降と設定例のような正常時では、どのように法理が異なるのかも考えてみる。

2 法制化に至る流れ

2.1 法制化に至る議論（中間論点整理まで）

民法改正についての法制審議会・民法（債権関係）部会は、平成21年11月から平成23年4月まで計26回以上の議論がなされてきた²。本稿で取り上げる債権譲渡に関しては、第7・22・25回会議を中心に検討されている。

その大項目は、①譲渡禁止特約（466条関係）②対抗要件（467条関係）③抗弁の切斷（468条関係）④将来債権譲渡、に整理できる。以下、各々の概要についてふれる。

①譲渡禁止特約

譲渡人たる債権者と債務者の間で、譲渡禁止特約が結ばれている場合、特約に物権的効力を認めて、これに違反する債権譲渡はそもそも無効であるとするのが、従来からの判例³の立場であった。

会議では、譲渡禁止特約の効力について、上述の立場に従った絶対的効力案に加えて、相対的効力案⁴を検討した。これは、特約は原則として当事者間で効力を有するにとどまり、債権譲渡自体は有効とした上で、債務者は悪意の譲受人には特約の抗弁を主張できるとするものである。

なお、たとえ絶対的効力説を採ったとしても、譲渡禁止特約を譲受人に対抗できない場合が考えられる。例えば、譲受人に重大な過失がある場合、債務者の承諾があった場合、差押・転付命令により債権の移転が認められた場合、などがある。これらについては、会議においても特段の異論はなかった。

これに対して、譲渡人に倒産手続の開始決定があった場合については、議論が分かれた。これに反対する意見としては、譲渡人の倒産手続が開始されても、譲渡禁止特約によって保護されるべき債務者の利益が失われる訳ではない。よって、債務者が譲受人に対抗できることには変わりなく、譲受人は管財人等に財団債権等として返還を求めればよい、とするものである⁵。

一方、管財人や再生債務者にとっては、譲渡禁止特約付き債権の債務者から回収を行なっても、それが財団債権・共益債権として譲受人に引き渡さなければならないのであれば、回収へのインセンティブが働かない。よって、当該債権の債務者には、譲渡人倒産の場合には、譲受人へ対抗できない規律とした方がよいとの賛成意見があり、議論は対立した。

またこれに関連して、倒産手続開始決定後にこの特約付き債権を譲り受け、第三者対抗要件を具備した場合にも、債務者は特約を対抗できるとする

のか、についても議論となった。この場合には特約による債務者の抗弁を認めることとすると、倒産手続開始決定前と結論を分ける意義はどこにあるのか、との疑問も呈されている。

②対抗要件

まず債権譲渡が競合した場合に、その優劣や供託の可否を、債務者に判断させるという制度の基本的枠組み自体が適当ではない、との問題意識から議論されている。

そして、a) 第三者対抗要件を登記に一元化する、b) 債務者を中心(インフォメーションセンター化)としない新たな対抗要件を設ける、c) 現在の登記・通知承諾の二元的な枠組みを維持しつつ、必要な修正を加える、の3案が検討された。

a 案については、対抗要件制度を登記に一元化すると、債権譲渡の事実をサイレントにしたい需要に応えられなくなる懸念が示された他、事務上の負担や利便性への懸念なども出された。一方 b 案は、具体的には確定日付ある譲渡契約書を対抗要件の手段とすることなどが考えられる。これについては、a 案への補完と位置付ける見方が中心であった。その意味では、c 案についても a 案との相互補完とみる議論が中心であった⁶。

次に、譲渡債権の債務者が承諾をすると、仮に譲渡人・譲受人の意図に反しても、債務者は譲受人宛て弁済できることを問題として、債務者対抗要件については通知に限定させる見解が議論された。つまり、通知なき限りは、債務者は譲渡人に弁済し続ける状態を確保する狙いである。

これに対しては、債務者から異議なき承諾を得ることは、対抗要件の具備と同時に、債務者の抗弁権を切断する効果を期しているものであるから、対抗要件手段を通知に限定することは反対との意見が出された。また、仮に譲受人に弁済されても、それを譲渡人に引き渡せば済むことである。むしろ、債権譲渡が債務者の関与なく行われて、債務者に不利益が及ぶ可能性に配慮して、債務者が誰に弁済すべきかの行為準則を整理すべきである、との意見も出されている。

③抗弁の切断

債務者が行なう異議をとどめない承諾には、単に債権譲渡がなされたことの認識を表明している程度のこともある。しかし、これにより、債務者の抗弁

権は切断される訳であり、債務者の予期に反する結果を生じさせるおそれがあるとの問題意識から、この異議をとどめない承諾の制度を廃止すべき、との意見が出され、概ね賛成された⁷。

これを廃止した場合、抗弁の切断は、抗弁を放棄する旨の意思表示の一般的な規律に従うこととなる。このときの問題点としては、譲受人が抗弁の存在について悪意であっても、意思表示によって抗弁は切断されることになるため、現行よりも債務者の保護が緩くなるおそれがある。また、債務者が消費者など弱い立場にあるとき、抗弁の放棄によって一方的に不利益が押し付けられないように配慮された制度とすべき、との意見も出されている。

④将来債権譲渡

将来債権の譲渡は、現在、ファクタリングや証券化など資金調達的手段となっている。判例法理⁸をふまえて、将来債権譲渡の有効性・対抗要件についての明文規定を設けることについての異論はなかった。

論点の一つは、どのような場合に、その効力が否定されるのか、より具体的な基準を設けることである。その基準としては、譲渡から将来債権発生までの期間を、5年・10年…のように定める案が出された。しかし、公序良俗という一般的規範とかみ合うのかという意見、期間制限が課されると金融取引を阻害するおそれがあるという意見、などが出ている⁹。また、将来債権譲渡は基本的に譲渡担保であるが、これは譲渡人に取立権を付与してその営業の自由を制約しないようにしている。よって、そもそも期間の制限などのさらなる基準を設けることは難しいとの意見も出されている。

もう一つの論点は、譲渡人の地位の変動に伴う効力の限界についてである。つまり、譲渡人の契約上の地位を承継した者に対して、譲渡人がその譲渡の効力を対抗できる場合を規定することである。具体的な事案としては、次の三つが典型例としてあげられる。

(1) 不動産の賃料債権の譲渡後に、賃貸人が不動産を譲渡した場合、この賃料債権は当該債権の譲受人・不動産自体の買受人のいずれに帰属するか¹⁰。

(2) 売掛債権の譲渡後に、事業譲渡がなされた場合、当該事業によるその後の売掛債権は、債権の譲受人・事業自体の譲受人のいずれに帰属するか。

(3) 将来債権の譲渡後に、倒産手続が開始された場合、管財人あるいは再生債務者のもとで発生する債権は、

債権の譲受人・管財人等のいずれに帰属するか¹¹。

これらに対してまず、債権者が交代した後の契約関係から発生した債権については、本来的には将来債権譲渡の効力が及ばないはずであり、その範囲は限定的に考えるべきという考え方が出された。

また、不動産の賃料債権について、不動産譲渡によって譲渡人が賃貸人ではなくなった場合、不動産の買受人が、将来債権の譲渡人の地位をも承継するかどうか問題となる。これについて、一般的には基本契約から定期的に生ずる債権が譲渡された場合には、当該契約関係が維持されている限り、将来債権譲受人にとっての効力は、事業自体の譲受人（契約上の地位の承継者）へも及ぶという見解が出された。しかし、例えば当該賃料債権に対して物上代位による差押えがかかった後に、別途抵当権実行によって競売等されたときの、差押債権者と競落人との対抗関係とも整合性ある論理とされるべき、との意見も出されている¹²。

また、倒産手続発生後については、倒産財団の財産を使って発生した債権が、将来債権の譲受人に帰属するのは不公平であり、少なくとも、債権を発生させるのに要する費用相当額については、管財人・再生債務者へ帰属させるべきとの意見も出されている¹³。

2.2 法制化に至る議論（改正要綱まで）

上述の「中間的な論点整理」以降の流れとしては、まず平成25年2月の第71回部会において中間試案が採択された。その後、この試案に対するパブリックコメントをふまえて、平成26年8月の第96回部会において要綱仮案、同10月の第99回部会で要綱案が採択されている。これを受けて、平成27年2月24日には法制審議会にて、ほぼ部会・要綱案の通りの内容で「民法（債権関係）の改正に関する要綱」が決議され、法務大臣に提出された。そして、3月31日には、「民法の一部を改正する法律案」および「関係法律の整備等に関する法律案」が、国会に提出されて現在に至っている。

ここでは、債権譲渡に関してほぼ内容の確定した上記・要綱仮案¹⁴に従い、前項で取り上げた各論点についての議論の集約をトレースしてみる。

①譲渡禁止特約

まず、民法466条2項の規律が改められて、当事者が債権の譲渡を禁止・制限しても、債権譲渡の効

力は制限されず、その後の債務者にとっての債権者は譲受人であるものとされた。すなわち、相対的効力説の立場が採られた訳である。

そしてこの例外として、悪意・重過失の第三者、つまり譲受人・債権質権者に対して債務者は、(1)譲渡制限特約を主張して履行を拒絶できる、(2)譲渡人に対する弁済等の債権消滅事由をもって対抗できる、ことが定められた¹⁵。なお債務者の側から、悪意・重過失の譲受人に対して、債権譲渡を承諾することは自由である。

さらに、悪意・重過失の譲受人に対抗することができない場合としては、債務者が元々の譲渡人に対しての履行を行わず、さらに譲受人が相当の期間を定めて催告してもなお履行をしない、すなわち誰に対しても債務履行をしないときを定めている。

また、当該譲渡債権へ強制執行を行なった差押債権者との対抗関係であるが、上記の悪意・重過失の第三者へ差押えを行なった者に対しては、債務者は譲渡制限特約を対抗できる。この理は、差押債権者には、執行債務者である譲受人が有する以上の権利が認められるべきでない、とのことにある¹⁶。

その他、譲受人の善意・悪意に関わらず、債務者の側から供託を行なうことができる旨の規定も定められる。相対的効力説に立つと、譲受人が債権者であることには疑義がなくなるため、債権者が不確知であるとの理由による供託ができない。よって、これを補完する規定を整えるものである。一方、元々の譲渡人が破産手続開始となった場合には、譲受人（善意・悪意を問わない）の側から債務者に対して、供託請求権を有することも定められた。

②対抗要件

対抗要件に関しては、現行467条の規律内容が維持されることとなった。すなわち、譲渡人から債務者への通知、または債務者による承諾を、債務者および第三者への対抗要件とする。これは、将来債権譲渡に関しても同様であり、債権発生前の段階で対抗要件を具備すべきことを示している。

③抗弁の切断

現行の468条1項（異議をとどめない承諾）を削除することとなった。これは、中間論点整理で議論されたとおり、債権が譲渡されたことを認識しただけで抗弁を喪失することは、債務者保護の観点から妥当ではないとされたものである。

④将来債権譲渡

まず要綱仮案では、「債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない」として、将来債権譲渡の規定を明文化することとした。そして、この場合には「譲受人は、発生した債権を当然に取得する」としている。

問題は、この将来債権は譲渡人にもとで発生し、それが譲受人に移転すると考えるのか、それとも譲渡契約によって、そもそも譲受人に移転しており、譲受人のもので発生したと考えるのか、である。この点は明文化されておらず、解釈に委ねられることになっている¹⁷。

さらにこの問題は、譲渡人の地位が移転した場合の競合に対する処理と関連し、前項にて例示した各々のケースについて、議論がなされている。

また、将来債権が譲渡された場合に、譲渡制限特約を根拠に譲受人に対抗する債務者との関係についても、規律を定めている¹⁸。この判断基準は、譲受人が権利行使要件（通知・承諾）を、譲渡制限特約よりも先に具備しているか否かである。先に具備していれば、譲渡禁止特約における規律（悪意・重過失の存在）に関わらず、譲受人は債務者に対して自らへの支払いを対抗できる。逆に、対抗要件の具備が譲渡制限特約よりも後になれば、譲受人は債務者へ対抗することができない。将来債権の譲受人保護に一定の配慮をした規律となっている。

2.3 判例法理の概要

今般の債権譲渡に関する改訂については、上記④将来債権譲渡を中心として、これまでの判例法理が議論の中核をなし、結果的にも取り入れられてきた部分が多い。ここでは、それらの中心的な判例について概要を整理しておく。

(1) 最判平成 11.1.29 (民集 53 巻1号 151 頁)¹⁹

本事件は、医師が社会保険診療報酬支払基金から、将来受け取るべき診療報酬債権を目的として締結した債権譲渡契約の有効性が争われたものである。

まず、将来発生すべき債権についても、その目的債権が特定されることが、譲渡契約の有効性一般の考え方であることを示した。この点は、それ以前の最高裁判例法理とも一致するものである²⁰。

続いて、目的債権の発生可能性の程度が、契約の有効性を左右するののかについて検討された。これについ

ては、錯誤のおそれがあるとき、目的債権の発生可能性が全くなくなったとき、公序良俗の観点から問題があるとき等、限定的に問題とするにとどまるとしている。

公序良俗に係わる例としては、譲渡期間の長さが譲渡人の営業活動に対して、社会通念に照らして相当とされる範囲を著しく逸脱する制限を加えることになる場合があげられる。また、他の債権者にとって、不当な不利益を与えると見られることなども、公序良俗に反するとして、債権譲渡契約の一部・全部が否定されることがあるとの見解を示している。

いずれにしても、譲渡契約の締結時点において、数年後の時点における目的債権の発生可能性が低かったということだけをもって、当該期間に応答する債権譲渡の効力が否定されるものではない、との判断が示されている。

(2) 最判平成 13.11.22 (民集 55 巻6号 1056 頁)²¹

本事件は、将来発生すべき債権を含めた集合債権について譲渡担保を受けた債権者と、当該担保設定者への破産管財人および滞納処分による差押債権者である国との間の、対抗関係が争点とされたものである。ちなみに、目的債権の第三債務者は、債権者不確知を理由に弁済資金を供託しており、この還付請求権の帰属確認が問題とされている。

この債権譲渡担保契約では、担保実行に至るまでは、担保設定者は取立権限を付与されており、かつ取り立てた資金を債権者に交付することを要しない、としている。一審・二審では、この点をとらえて、第三債務者へ実行通知がされてはじめて、目的債権が設定者から担保権者（債権者）に移転する契約である。したがって、譲渡担保契約時に、第三債務者に対して確定日付ある通知をしたとしても、それは第三者に対する対抗要件にはならない、と評価した。

しかし、最高裁においては、上記の設定者・担保権者間の合意は、契約当事者の内部的合意にすぎない。よって、合意内容を記載した通知であっても、譲渡の効力が妨げられるものではなく、第三者への対抗要件を認めている。

本件では、将来債権譲渡について、第三者対抗要件を論点としたものである。契約時に通知をしても、それは将来の不確定な時期の譲渡についての通知であり、確定的な実行通知の段階になってはじめて、第三者対抗要件が具備されたとするのが、原審までの見解である。しかし、最高裁は、譲渡担保契約時に確定的に移転するものとの見解を示した点が、着目すべきところである

う。

(3) 最判平成 19.2.15(民集 61 卷 1 号 243 頁)²²

本事件は、将来発生すべき債権を目的とした集合債権の譲渡担保権者と、国税徴収法に基づく差押えを行なった国との間の争いである。この譲渡担保契約の締結と、第三債務者に対する確定日付のある通知、すなわち第三者対抗要件の具備は、国税の法定納付期限以前になされている。しかし、実際に当該債権(商品売掛代金債権・販売受託手数料債権など)が発生したのは、法定納付期限到来以後であった。このため、国税徴収法 24 条 6 項に定める「法定納付期限以前に、譲渡担保財産となっている事実を証明すれば、物的納税責任を免れる」に該当するか否かが争われたものである。

最高裁判決では、国税の法定納付期限以前に、将来発生すべき債権を目的として、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない譲渡担保契約が締結され、第三者対抗要件が具備された場合には、当該目的債権が法定納付期限等の到来後に発生したとしても、上記・24 条 6 項に該当すると判断した。

本件は、債権譲渡の目的債権について、現実に発生した時に移転するという債権発生時説と、譲渡担保契約が締結された時に移転するという契約時説の対立である。原審²³が債権発生時説の見解を採ったことに対して、最高裁は明確な指摘は避けているものの、契約時説に近い見解であると解されている。

この両説については、学説上も、判例評釈をはじめとして見解が分かれているが、「どの時点で発生しているのか」の問題は、「どこまでは誰に帰属するのか」の問題と表裏一体である。これは、中間論点整理を経て改正要綱に至る議論の過程でも、結論付けられなかった論点である。

3 将来債権譲渡に係る学説

上述の通り、将来債権譲渡に関する議論は、いくつかの最高裁判決を契機に、目的債権の移転時期をめぐる、学説が対立している。すなわち、債権現実発生時説と、契約締結時移転説(対抗要件具備時説)の両説である²⁴。

しかし、近時では、譲渡人の地位が変動するケースへの多角的な考察をふまえた検討が進められている。上述の判例は、譲渡債権担保の帰属をめぐる争いであるが、例えば不動産賃料債権に関して、不動

産そのものの所有権が移転した後、あるいは売掛債権についても事業主そのものの変更した場合などが俎上にのせられている。さらには、譲渡人が破産した場合、将来債権譲受人と管財人の優劣については、倒産法制との整合性の中で検討されるべきものであろう。

この過程で、契約締結時移転説の内容、つまり契約時に何が移転するのか、が論点となってきた。これには、その債権の処分権だけが移転するという見解(処分権移転説)と、原始的に債権者になるという法的地位そのものが移転するという見解(法的地位移転説)の両説が対立する²⁵。

契約あるいは財産を承継した者と、将来債権譲受人の優劣についても、処分権移転説に立てば、将来債権譲渡の効力は、新たな承継者の下で発生する債権には及ばないものと考えられる。しかし一方、法的地位移転説に立てば、かかる状況下においても、将来債権に係る契約上の地位は、承継者ではなく譲受人にあると解されるのである。

本章では、以下、このような学説の対立を概観し、将来債権譲渡に関する論点を明らかにする。そして、法制審議会の議論においても具体的な事案に即して検討がなされていることから、不動産賃料債権など設例ごとに議論を整理してみる。

3.1 債権現実発生時説

債権現実発生時説(以下、“発生時説”とする)は、将来債権について、現実かつ具体的にその債権が発生する時点において、譲渡担保権者等の譲受人へ債権が移転すると考えるものである。

例えば、集合債権の譲渡担保契約であれば、契約締結時点においては、将来債権は未だ現実に発生していない。よって、契約締結と同時に、担保設定者(譲渡人)から譲渡担保権者(譲受人)へ目的債権が移転するというべきではない、とするのである。そして、第三者対抗要件の具備についても、契約締結時点では、あくまで抽象的に発生したものであり、将来の具体的な発生時点に移転する性質の債権が、現段階で譲渡されていることを公示するものと解している²⁶。

先にあげた平成 19 年の最高裁判例の二審となる、東京高判平成 16.7.21(金法 1723 号 43 頁)は、発生時説の見地に立つものと考えられる。すなわち、先に契約をして対抗要件を具備したとしても、国税の法定納期限の後に将来債権が発生した場合は、譲

受人は劣後するとされている。

発生時説の問題意識として、順位保全効的な對抗要件は認めないという点がある。たしかに、物権と異なり、債権譲渡に関して仮登記に相当する効果を生じさせることは、民法上も予定していないであろう。しかし、対立説からは、債権譲渡の予約を通知してもそれが債権譲渡自体の通知にはならないことは、上記の平成13年最高裁判決でも明らかであり、権利変動の公示と債権の帰属自体は次元が異なるものである、と反論する²⁷。

また、発生時説は、まだ製造されていない動産の譲渡処分ということも想定する。例えば、平成19年最高裁判決でも、「…譲渡担保の目的とされた債権が将来発生したときには、譲渡担保権者は、譲渡担保設定者の特段の行為を要することなく、当然に当該債権を担保の目的で取得することができる」とあるのは、発生していない動産は譲渡取得させることはできないことを示しているものと解釈する²⁸。

さらには、倒産法理との整合性からも発生時説の主張がある。例えば、会社更生開始決定以後、会社が生み出す将来債権は、元々の譲渡人ではなく、新たな管財人によるものである。これは会社からは離れて、譲渡担保権者の関与できない債権となるべきものと解することが、更生担保権価値の考え方とも合致する、とみるのである²⁹。これに対しては、対立説からは、法人格はあくまで連続しており、更生会社が生み出す将来キャッシュフローは、当初予定していた期限に至るまで担保権者のものと考えべきとの反論がある³⁰。

3.2 契約締結時移転説（対抗要件具備時説）

契約締結時移転説（以下、“締結時説”とする）は、将来債権が契約締結の時点で現実に発生していないとしても、契約締結時点で譲受人に移転帰属すると考えるものである。現実かつ具体的に将来発生することは、既に移転したものが顕在化する時点としての意味にとどまるとするものであろう³¹。なお正確には、権利移転のタイミングに着目すれば締結時説であり、また最高裁判例のように優劣が問題とされる議論では、対抗要件具備時説と言うべきであろう。

平成19年最高裁判決は、締結時説の見地に立つとみられる。つまり、譲渡担保の目的債権は譲渡担保契約によって、担保設定者（譲渡人）から担保権者（譲受人）に確定的に譲渡されていること、そして目的債権が将来発生したときには、譲渡担保権者

は、担保設定者の特段の行為を要することなく当然に、当該債権を取得できることを明示している³²。

締結時説は、その論拠を譲受人の再譲渡に求めることもできる。これは、他人物の譲渡ではなく、自分自身の将来債権として処分しているものと解される。さらに、譲受人の一般債権者は、譲受人の将来債権を差押えることができる一方、譲渡人の一般債権者が差押えをかけても、対抗関係として負けてしまう。この点から、将来債権の譲受人は、契約締結・対抗要件具備時において、既に一定の地位を得ていると解されるのである。

ただ、この締結時説の実効的な効果を発生時説と比較してみると、その差違が際立たない面も生じることが分かる。発生時説では、譲渡人以外の者（すなわち財産の承継者）のもとで発生し、かかる者に帰属する債権に対してはそもそも、譲渡人の処分権限が及ばないことから、承継者のもとで発生した将来債権が譲受人に移転はしないと考える³³。

一方、締結時説においては、たしかに契約時点で譲渡人の処分権が観念される債権は、譲受人に帰属されると考えるが、そもそも承継者のもとで発生した債権、例えば事業主が代わり、新たな事業者のもとで発生する債権に対して、譲渡人の処分権が観念されるかという疑問であろう。すると、この処分権が譲受人に移転するというロジックも成り立たないとも考えられる³⁴。

この点をとらえて、近時の学説は、移転すべき将来債権の内容とは何か、処分権という債権なのか、あるいは法的地位そのものなのか、に見解が分かれるに至っている。次項では、これらについて概観する。

3.3 処分権移転説

前項のとおり、将来発生すべき債権は譲渡契約時に移転するという説は、その具体的な中身は何かという点で、債権あるいは処分権とする説（処分権移転説）と、法的地位が移転するという説（法的地位移転説）に分かれる。本項では、まず処分権移転説を概観する³⁵。

処分権移転説とは、将来債権譲渡契約により移転するものは、将来発生すべき債権であるとする立場である。この場合、譲渡人以外の者のもとで生じた債権には、譲渡人の処分権は及ばず、したがって将来債権譲渡の効力は及ばないとするのが基本的考え方である³⁶。例えば、不動産そのものが第三者に譲

渡された後の賃料債権、あるいは事業譲渡がなされた後の個別売買取引から生じる売掛債権などが、将来債権の譲受人には帰属しないと考えられる。

しかし、これを貫き通すと問題もある。例えば、不動産賃料債権でいえば、賃料債権発生要件も、期間が経過到来することのみであり、実際に将来債権が発生する蓋然性がきわめて高かったとしても、その債権の譲受が否定されることになるのである。このため、処分権移転説の解釈については、当事者の意思の核心が何かに、焦点をあてるものもある。つまり、このような定期金債権に関する将来債権譲渡においては、賃貸借契約が移転すれば、それに随伴して、賃料債権者となる法的地位も譲受人に移転するという「契約合意」ができていて、と解するのである³⁷。

この理解は、賃料債権差押えの効力は、差押え後に建物が譲渡されて、その後に発生する賃料債権(すなわち、差押え段階からみれば将来債権)に対しても及ぶ、とした判例³⁸とも共通する。ここでは、「建物を譲渡する行為は、賃料債権の帰属の変更を伴う限りにおいて、将来における賃料債権の処分を禁止する差押えの効力に抵触する」と述べている。またこの判例への評釈の中には、建物所有権に伴う賃貸人たる地位の移転は、賃貸人としての様々な権利義務の承継であり、その中には将来の支分権たる賃料債権を発生させる根拠となる、基本権たる賃料債権が含まれると考えるものもある³⁹。

一方で、事業譲渡に伴い、売掛債権のもととなる基本契約が第三者に承継されるケースについては、賃料債権と同一の解釈が採り難い。基本契約の締結は、すなわち売掛債権の基礎となる基本権的な権利の取得とは断定できないからである。事業譲渡後に売掛債権が発生するためには、個別売買取引という当事者の別個の意思と行為が必要である⁴⁰。よって、将来発生する売掛債権を、定期金債権あるいは支分権とみなすことは困難であり、処分権移転説の中では、効力が及ぶものとして括することはできないであろう。

3.4 法的地位移転説

処分権移転説に対して、法的地位移転説は契約など将来債権の発生原因に基づいて、債権発生時に原始的に債権者になるという法的地位が移転すると考えるものである⁴¹。この説は、処分権移転説と大きく異なる法的効果をもたらす。すなわち、将来債権譲渡の契約に基づき、譲渡人から譲受人へ法的地位

が移転したとすると、その後に契約上の地位を承継した者がいたとしても、この承継者には、もはや譲渡人の有していた契約上の地位はわたらない。承継者は、その後に発生する債権の債権者となれないのである。

つまり、譲受人は譲渡人から「契約に基づき債権者となる法的地位」の移転を受ける訳であり、債権はかかる法的地位に基づき、譲受人のもとで原始的に発生する。また、契約承継者のもとで発生する債権についても、譲受人の支配が及ぶものであり、将来債権譲渡の効力は処分権説と比べて拡大される⁴²。ただし、この法的地位はいかなる場合でも譲受人に移転されるとまでいうものではなく、かかる法的地位が元となる契約から切り離して譲渡可能と認められる場合に限る、との見解が一般的である⁴³。

ここで問題となるのは、この「切り離して譲渡可能」という要件である。たしかに、不動産賃料債権であれば、賃貸借契約は不動産譲渡後も、権利の帰属として切り離してとらえることができよう。

しかし、売掛債権については議論が生じる。まずそもそも、商取引の基本契約を締結すると、それによって個別売掛債権の債権者となる法的地位が生じるのか、という疑問がある。そして、事業譲渡などにより基本契約を承継した者は、一般的には、承継者みずからが行なう個別取引によって具体的に発生した売掛債権について、それを譲渡人から承継したものであるという認識を持たないであろう、との議論がある。個別売掛債権を、賃料債権のような定期金債権、あるいは基本契約の支分権としてはとらえ難いというものである。

さらに言えば、このような認識の承継者が、かかる売掛債権が譲渡人のもとで他者へ処分されていないかどうかを、債権譲渡の公示制度を利用して調査することは、期待できないだろう。そのような状況下で、将来発生する売掛債権について、事業譲渡後も譲受人の取得を認めることは、基本契約の承継者の利益を不当に害するおそれがある、との懸念があげられている。

このようにみると、将来債権譲渡の具体的な事案によっては、法的地位移転説に立っても、処分権移転説と同じ帰結となることが考えられる。将来に債権が具体的に発生したときには、いったん譲渡人に債権が発生してそれをあらためて譲受人に移転させている訳ではなく、原始的、つまりそもそもの帰属先として譲受人に債権が発生する。この論理構成に

については、両説とも同じである⁴⁴。このため、事案に対する帰結としては近似してくるのである。

3.5 二段階説

前項までで、将来債権譲渡に関する学説を概観してきた。これらはまず、将来債権が譲受人に取得されるのはいつの時点かについて、債権が具体的に発生するときとする説（発生時説）と、譲渡人との契約時であるとする説（締結時説）に分かれる。そしてさらに、譲受人へ移転する将来債権の内容とは何かについて、当該債権を処分する権限（処分権移転説）と、譲渡人の法的地位そのものであるとする説（法的地位移転説）が対立している。これは、譲渡人から財産を承継した者への対抗要件の視点でも議論される。

これらの学説にとって射程となる前出の平成 19 年最高裁判決は、その要旨として「譲渡担保の目的とされた債権は、譲渡担保契約によって譲渡担保設定者から譲渡担保権者に、確定的に譲渡されている」とする。そして、その目的債権が「将来発生したときには、特段の行為を要することなく当然に、当該債権を担保の目的で取得することができる」というものであった。これについて、上記判例の前段と後段をふまえて、将来債権の取得時期について先にあげた学説とは別の解釈が示されている⁴⁵。

判示の前段「譲渡担保契約によって…（略）…確定的に譲渡されている」からすると、担保目的の将来債権は契約時に譲渡されているものと解して差し支えないと言えよう。しかし一方、判示の後段「将来発生したときには…（略）…取得することができる」をみると、将来債権が契約時点では発生しておらず、担保権者は債権発生時に取得することを認めているとも解される。この矛盾対立が、将来債権とは何を指すのか、譲受人への移転とは何を意味するのか、との議論にもつながるのである。

そもそも、将来債権の譲渡契約とは、設定者（譲渡人）と担保権者（譲受人）の間の確定的な合意に基づくものではあるが、そこに第三債務者は契約当事者として関与していない。さらには、第三債務者が特定されてすらいない場合もあるし、債権の発生件数や金額が分かっていないことも多い。この意味では、契約当事者の意思表示が合致して成立した債権とは言いがたい、ともされるのである。すなわち、かかる将来債権はこの時点では完全な約定債権ではなく、譲受人が権利行使できる状態にはない、と考

えるのである⁴⁶。

このことから、譲受人への移転の意味するところには、①担保目的である将来債権が移転譲渡されるという要素と、②権利行使できる債権を担保権者（譲受人）が取得するという要素の、二つがあると考えられる。①としての移転時期は、譲渡担保設定契約の当事者間の確定的合意がなされた時点となる。一方、②としての移転時期は、現実の債権発生時点となる。すなわち、将来債権の移転自体は契約時に確定するが、その具体的な目的物は債権発生時に移転するという、二段階によって構成されるものと考えるのである⁴⁷。（以下、これを“二段階説”とする）

この二段階説は、将来債権の移転時期を契約時点に固定させてとらえる、処分権移転説および法的地位移転説を批判する。債権発生についての合意は、あくまでも設定者（譲渡人）と第三債務者の間であり、具体的に発生した債権について第三債務者が元々有していた抗弁事由は、譲受人に対しても正当に保護される必要がある。よって、例えば金融機関などの譲渡担保権者が、将来債権譲渡契約によって、原始的に売掛債権者となるのは不自然であり、営業上の抗弁事由も保護されなければならない、との主張がある⁴⁸。定期金債権と異なる性格の売掛金債権をどう包摂していくかは、処分権移転説・法的地位移転説でも言及したが、再びこれが論点とされるのである。

3.6 法制審議会における議論

以上にみるとおり、将来債権譲渡に関する学説からは、譲渡人から譲受人への移転の時期、そして移転すべき権限の内容について複数の見解が示されている。しかし、特に後者の問題については、各説とも財産承継者と譲受人の競合が生じた場合の債権の帰属について、明確な判断基準を呈示できていない。次章では、この点についての検討をこころみるが、それに先立って、中間整理から改正要綱案に至る法制審議会の議論の中で、どのような見解が示されているかを確認してみる⁴⁹。

まず、中間整理では、譲渡人の契約上の地位を承継した者に対して、将来債権譲渡の効力を対抗できる旨の規定を設けるべきかが議論された。この具体的な事例としては、2.1 項④にもふれたとおり、不動産賃料債権・売掛債権・倒産手続開始以降の債権があげられている。中間整理の段階では、規定の設定について慎重な意見が多かった⁵⁰。まず、債務者

が交代した後の契約関係から発生した債権については、本来的には将来債権譲渡の効力が及ばないはずであり、そもそも将来債権譲渡は不安定なものであるから、仮にその効力が及ぶことを認めるとしても限定的に考えるべき、との意見があった。また、かかる規定を設けることは、かえって将来債権譲渡取引には、その後に不動産や事業が第三者に譲渡されるリスクを内在していると評価することになり、資金調達者にとっても不都合になる、との意見もあった。一方で、譲渡人には、将来債権を具体的に発生させるために不動産や事業を保存する義務があり、その義務に反した場合の効果として、譲受人のもとで発生した債権に効力を認めるべき、との意見も出た⁵¹。

この議論は、改正要綱案の段階でも結論を得ていない。まず、将来債権は契約時点で既に譲受人に移転したと考えるのか、それとも現実に発生したときに初めて譲受人に移転すると考えるのかについて、明文化はなされず解釈に委ねられることとなっている。たしかに、譲渡制限特約よりも先に譲受人が対抗要件を具備することによって、譲受人はみずからへの支払いを確保できる規律はおかれた。しかし、そのことが直ちに契約時説に結びつくとは言い切れないであろう。このため、上述した財産承継者との対抗関係が問題とされる各事例についても、明確な判断基準が示されるには至っていない。

なお、不動産賃料債権の帰属に関しては、その性質が賃借物を使用収益させたことの対価として発生するものであることに鑑みると、譲渡によって賃貸人ではなくなった者のもとでは、賃料債権が発生しないことになる。したがって、不動産が承継されて以降は、債権譲渡の効力が及ばなくなるのではないかと、との問題提起もされた⁵²。この点は、譲受人に移転するものが譲渡人の地位自体であれば、「基本契約から定期的に生ずる債権」へも譲受人の効力が及ぶとする法的地位移転説に接合する。また、売掛債権についての個別議論はされていないが、定期金債権という性格が希薄となるため、賃料債権とは異なる検討が必要であろう。

4 譲受人と承継者の対抗関係

4.1 問題設定

前章までの整理をふまえて、ここでは主として売

掛債権に関する、譲受人と承継者の対抗関係における規律について検討してみる。この問題意識は、この十数年における債権譲渡担保金融の拡大である。たしかに、20世紀終盤から売掛債権流動化(および発行体ビークルを用いた証券化)は企業の資金調達手法として一般化してきている⁵³。特に証券化は、譲渡人・譲受人とも複数化して、金融機関等がこれをパッケージ化した集合債権にまとめていくものであるが、米国と同様に、この集合債権が小口化されて市場での流通性を獲得してきたことが、かかる資金調達手法の拡がりに寄与している。

しかし、当初は大企業に限定されていたこの潮流が、平成13年からの「売掛債権担保融資保証制度」⁵⁴によって、中小企業金融へも拡がりをみせてきた。さらに同制度は、平成19年には「流動資産担保融資保証制度」⁵⁵へと発展している。また、平成17年には動産債権譲渡特例法が施行され、対抗要件を主体とした法制面の整備も進められてきた。

このように債権譲渡担保制度が発展をしていく中で、将来売掛債権を取得した金融機関等にとっては、営業譲渡等によって第三者に事業が承継された場合の優劣関係はきわめて重要な問題であろう。しかし、今般の民法改正においては、明確な基準が設定されたとは言えない状況である。

そこで、以下では、クレジット会社(譲渡人)が利用者(第三債務者)に対して持つ割賦代金請求債権を、金融機関(譲受人)へ譲渡した後、かかる事業を他社(承継者)へ事業譲渡したケースを想定してみる。ここで、事業譲渡以降に発生する請求債権に対して、金融機関は承継他社に優先して権利行使ができるのかを考えてみる。前提として、金融機関はクレジット会社との間で、譲渡担保契約を締結済みであり、かつクレジット会社から利用者に対する通知が行われており、金融機関の対抗要件は具備されているものとする。

4.2 処分権移転説による検討

上記の設定に対する考え方は、次の3つに分けることができる。すなわち、①譲受人は、将来債権譲渡の効力を承継人に完全に対抗でき、売掛債権はすべて譲受人に帰属する(完全対抗説)、②元々の譲渡人が締結した基本契約と、承継人が締結する個別契約の結び付きが強い場合には、売掛債権は譲受人に帰属する(折半説)、③事業譲渡後に発生する売掛債権は、すべて承継人に帰属する(対抗不可説)、の3

つである⁵⁶。

この区分は、元々の譲渡人が有していた処分権限が及ぶ範囲によるものであり、すなわち学説上の処分権移転説に基礎をおく考え方といえる。そこでまず、同説を前提に上記の区分を検討したうえで、法的地位移転説など他説を基礎としたときの解釈の違いを考えてみることにしたい。

処分権移転説では、譲渡人以外の者、すなわち承継人のもとで生じた債権には、譲渡人の処分権は及ばないとするのが基本的考え方である。よってまず、完全対抗説は成り立たない。しかし同時に、これを貫徹することによって、将来債権が発生する蓋然性がきわめて高い場合にも、その債権の譲受を否定することの弊害にも配慮している。つまり、一律的にすべて承継人であるとする対抗不可説の立場もとらない。

したがって、折半説の見地に立つものといえるが、問題はこの債権発生時の蓋然性の判断基準である。不動産賃料債権においては、譲渡人が締結した基本契約を前提として、将来の支分権として個別の賃料債権は発生すると解することができる。同様の考え方が、設定例における第三債務者への割賦代金請求債権についてもとれるであろうか。

クレジット会社が譲渡担保に提供する集合債権の構成は、次のように区分できる。(A) すべての第三債務者が契約締結時点から変化していない、あるいは減少することはあっても新規で増加していない。(B) 第三債務者が増えている。(C) 新たな与信条件に基づく第三債務者への債権が、加えられている。この内、まず(A)は基本契約に基づく支分権と位置付けることができるであろう。第三債務者としては、あらかじめクレジット契約によって定められた条件を前提に個別取引を行なっている訳であり、あらかじめクレジット会社側と個別の意思表示を行なう必要性がないからである。これと逆になるのが(C)である。これは承継人と第三債務者間の新たな意思と行為によって、別個の債権が創られる訳であり、もはや譲渡人の処分権限は及ばないと解されるものである。

では、(B)はどうかであろうか。ここでいう第三債務者とは、あくまでも元々の譲渡人であるクレジット会社の提供していた与信条件に基づく商品サービスの利用者である。換言すれば、承継人としては、この商品サービスに対して、ことさら付加価値を付けているものではない。さらに言えば、割賦代金債

権・消費者ローン債権など特に個人を対象とした売掛債権は、クレジット会社が一件ずつ個別営業を行なって獲得することは、現実的に考えられない。これらに関して、譲渡人が行なう事業とは、与信条件を定めて商品化をすること・広告宣伝などのマーケティングを行なうことであろう。したがって、事業の承継者としては、その商品を引き継ぐだけでは、倒産手続開始後の管財人が財団を管理処分して、新たに収益を産み出していることとは同一視できないのである。

学説では、譲渡人によって締結された基本契約と、その後に締結される個別契約の結びつきの度合いを考えるもの、あるいは個別契約を元々の譲渡人自身が締結しているかどうかを判断基準とするもの⁵⁷がある。設定例では、基本契約を締結することによって、個々の契約の内容は確定されて、後は利用者の任意によって個別の申し込み(クレジット枠の利用)がなされる構成と考えられる。つまり、基本契約と個別契約は、実質的に同一のものと言えよう。

これは、不動産賃料債権のような基本契約に基づき、毎月々々の定期金債権が生じるものとはキャッシュフローの性質は異なるが、仮に個々の定期金債権を個別契約と見るのであれば、同質性が認められるだろう。

4.3 法的地位移転説による検討

設定例に関する上述の考え方については、見解を異にする説もある⁵⁸。例えば、加盟店契約によりクレジット会社に対して債権が発生するためには、クレジット利用者との間で個別契約たる売買契約が必要である。その意味で、加盟店契約は基本契約にすぎない、とする。したがって、承継人のもとで売買が発生すれば、あらかじめのクレジット契約の有無に関わらず、譲受人へ対抗できると考えるものである。

この見解に対して、承継人による営業とは何か、個別契約の締結がまったく受働的なものであっても事業承継日の前後で一律に扱うのであれば、債権譲渡の対抗要件を具備するまでもないのではないかと、といった反論も考えられる。しかし、これらはさておき、将来債権譲渡の効力について、処分権移転説ではなく、法的地位移転説に立った場合に結論が異なるかどうかについて、ここでは検討してみたい。

設定例に照らせば、法的地位移転説の場合、譲渡人であるクレジット会社が、利用者に対して債権者

として権利行使できる地位が、譲受人へ移転する。そしてこの移転時期は、債権譲渡契約締結時であるとする。したがって、その後の譲渡人と承継人の事業譲渡に関わらず、既に当該クレジット契約に係る地位は譲受人のものとなっていると考えることができる。これであれば、譲受人は先に区分した集合債権の構成パターン (A) (B) いずれについても承継人へ対抗することが可能である。

ただしこのためには、かかる法的地位が、クレジット契約から切り離して譲渡可能と認められる場合に限るとされる⁵⁹。譲渡人は債権譲渡後も、引き続き契約関係の主体であり続けるからである。これについて、契約上の地位とその契約上の権利を分離してとらえることが想定しがたいものが多いとする見解がある。例えば、ゴルフ会員権を例にとれば、会員としての地位と、預託金返還請求権や将来のプレーを求める権利等を分離してとらえることが可能であるかという疑問である⁶⁰。

たしかにすべての債権について、法的地位とその債権に基づく権限の分離を想定することは困難であるだろうが、少なくとも、設定例のクレジット債権やリース債権などについては、金融機関等に債権譲渡後も、第三債務者からの回収等のサービサー業務をクレジット会社に委任する、あるいは外部サービサーに委託することはよく行なわれている。金融機関が法的地位を有しつつも、第三債務者への正当な権限は譲渡人が留保、あるいはサービサー会社が有している法的構成が許容されている訳であろう。

4.4 正常時の対抗関係

前章、そして本章においても、将来債権譲渡に関する学説を援用して、譲受人と承継人の対抗関係を検討してきたが、これらはいずれも、倒産手続開始後の管財人と担保権者の関係に基礎付けられた理論としての要素が強い。たしかにかかる局面では、倒産手続開始時点での担保価値に固定することを求める管財人の利益と、その後発生する債権を担保の目的としたい担保権者の利益が対立するし、その調整に主眼が置かれるであろう⁶¹。

しかし、設定例にあげた売掛債権のようなケースは、現に生きているゴーイング・コンサーンの事業が対象である。ここでは、譲渡担保価値を一定時点、しかも任意に設定される事業承継発効日時点で特定し、それを譲受人などすべての利害関係者に適用するだけの法的必然性に乏しいのではないだろうか。

譲受人の利益が保護されることは、承継人にとっても事業の基盤となる資金調達の継続確保につながるため、倒産手続における管財人と担保権者の関係とは性質が異なるとも考えられよう。

5 おわりに

本稿では、将来債権譲渡における対象債権譲受人と財産承継者の対抗関係について、判例および学説を参照し、両者の優劣を決する判断基準について考察した。判例の見解が、将来債権譲渡の発生時点を契約時点ととらえ、これをふまえた学説には譲渡の対象を譲渡人の有していた処分権限あるいは法的地位そのものとする見解も示されている。

具体的な検討のために、クレジット会社の割賦代金請求権を集合的に譲渡する設例を用いて、この構成債権がどのように変化するか、つまり事業承継者の新たな意思と行為によって債権が追加変更しているかどうかに着目してみた。これは、毎月発生していく不動産賃料債権が基本契約に対する支分権とみなされ、将来債権の譲受人による権利行使が認められやすいこととの比較を行なうためである。設例のような債権に関しては、承継者による新たな行為が想定しがたく、債権譲受人が優先されるケースが多いと推察される。譲渡人（クレジット会社）が個々の第三債務者（利用契約者）と締結する基本契約によって、個別債権が発生する蓋然性が定められるため、事業承継者による個別行為を要さないためである。

ただし、本稿で取り上げた問題について、民法改正法案は明確な指針を示しておらず、今後の実務の蓄積によって形成されていくものと思われる。ここでは、譲渡人の倒産手続開始以降の管財人と債権譲受人との優劣基準との整合性も求められていくであろう。売掛債権などの正常時債権についても、いわゆる倒産公序を視野に入れた考察を進めることが、次の課題と認識している。

注

¹ 本稿では、不動産賃料債権・売掛債権に係る事案を主体として考察する。倒産手続開始後の事案に関する論考は多数に及ぶが、例えば次のような論考が代表的なものとしてあげられる。伊藤達哉「融資実務からみた将来債権譲渡に係る法改正の方向性～将来債権譲渡担保の効力を中心として～」銀法711号26頁、伊藤真「倒産処理手

- 続と担保権」NB L 872 号 60 頁、中西正「将来債権譲渡担保と倒産手続」銀法 697 号 50 頁、山本和彦「倒産手続における集合債権譲渡担保の扱い」NB L 854 号 64 頁、山本慶子「再建型倒産手続における将来取得財産に対する担保権の処遇：事業収益担保の処遇を中心に」金融法研究 29 卷 2 号 159 頁など。
- 2 この経緯を示す文献として、商事法務編『民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理の補足説明』(商事法務、2011 年) など。また、中間的な論点整理に対する文献としては、東京弁護士会編著『「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理」に対する意見書 I 改正目的関連重要論点について II 全体版』(信山社、2011 年) が詳しい。
- 3 後段にて取り上げる判例の他、代表的なものとして、最判昭 52. 3. 17 民集 31 卷 2 号 308 頁、最判平 9. 6. 5 民集 51 卷 6 号 2581 頁、最判平 21. 3. 27 民集 63 卷 3 号 449 頁、など。
- 4 これを支持する見解として、中田裕康『債権総論第三版』(岩波書店、2013 年) 526-27 頁、など。
- 5 この他にも、債務者は譲渡人の倒産開始手続決定を知ることができないおそれ、あるいは譲受人の対抗要件具備から倒産開始手続決定までに長期間が経過して債務者としては譲渡の事実を失念しているおそれ、などをふまえて債務者を保護する規定も設けるべき、という意見も出された。
- 6 なお、第三者対抗要件を登記に一元化すると、債務者に知らせることなく債権譲渡を行なうこと、いわゆるサイレント方式への対応がむずかしくなるし、また債務者数が大多数におよぶ場合の運用にも不安があるとして、異議なき承諾と登記の二つの対抗要件制度を使い分ける C 案を積極的に評価する意見もあった。
- 7 具体的には、一般的な規律への特則として、書面によらないこと、抗弁放棄の意思表示は無効とすること、などが考えられる。
- 8 将来債権譲渡に関しては、後段で取り上げる最高裁判例が議論形成に大きな影響を与えているが、その他に、かつての医師診療報酬請求債権の譲渡を認めた判例(最判昭 53. 12. 15) また平成 19 年最高裁判決と結論を異にする原審(東京高判平 16. 7. 21) なども重要な題材といえる。
- 9 最高裁平成 11 年判決を、譲渡人の営業活動や他の債権者の利益などの公序良俗に照らして、その効力を制限・否定する場合もある、と解している。そして、より具体的な基準を設ける必要性を示している。法制審議会部会資料 9-21, 32 頁以下参照。
- 10 本田晃「建物の賃料債権の差押えの効力が発生した後に建物を譲り受けた者が賃貸人の地位の移転に伴う賃料債権の取得を差押債権者に対抗することの可否」判タ 1005 号 249 頁では、建物所有権に伴う賃貸人たる地位の移転は、様々な権利義務の承継であり、その中には将来の支分権たる賃料債権を発生させる根拠となる基本権も含まれる、としている。
- 11 今般の債権法改正に関連して倒産手続開始後の将来債権についての論考も多いが、例えば、金融法委員会「金融実務における債権譲渡に関する論点—債権法改正の基本方針」を踏まえた論点整理—「金法 1903 号 79 頁、藤澤治奈「将来債権譲渡と譲渡人の倒産に関する一考察—債権法改正に伴う倒産法改正に向けて—」山本和彦＝事業再生研究機構編『債権法改正と事業再生』(商事法務、2011 年) 241 頁、などが示唆に富む。
- 12 最判平 10. 3. 24 民集 52 卷 2 号 399 頁では、「建物を譲渡する行為は、賃料債権の帰属の変更を伴う限りにおいて、将来における賃料債権の処分を禁止する差押えの効力に抵触する」として、賃料債権差押えの効力は建物譲渡後に発生する賃料債権にも及ぶとしている。
- 13 なお、和田勝行『将来債権譲渡担保と倒産手続』(有斐閣、2014 年) では、譲渡対象債権の発生自体と具体的な契約履行の各々が、倒産手続の前後どの時点で生じているのかの分類によって整理している。これは、後述 3. 5 二段階説にもつながる議論といえる。
- 14 参考文献として、潮見佳男『民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案の概要』(きんざい、2014 年)。
- 15 なお、譲渡制限特約が付されている預貯金債権が譲渡されたときも、悪意・重過失の譲受人との関係では譲渡が無効とされる旨の規律が定められているが、この理は①預貯金の譲渡制限が付されることは周知の事実であること、②よって意思表示を要するという規律を定めることは、広く金融システムに支障をきたすおそれがあること、によるものである。
- 16 潮見・前掲注 14) 120 頁参照。
- 17 潮見・前掲注 14) 123 頁参照。
- 18 民法 467 条第 1 項を改めて、「債権の譲渡(現に発生していない債権の譲渡を含む)は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない」とする。
- 19 判タ 994 号 107 頁、金判 1062 号 4 頁、金法 1541 号 6 頁。また本稿に関連する判例研究として、道垣内弘人「将来債権の包括的譲渡の有効性と対抗要件—最三小

- 判平成 11. 1. 29 を踏まえて」ジュリ 1165 号 66 頁、大嶋正道「将来承継債権の譲渡—民法(債権法)改正からの視点を踏まえて—」金法 1910 号 48 頁など。
- 20 さらに、翌年の最高裁判決(最判平 12. 4. 21 民集 54 巻 4 号 1562 頁)では、譲渡の目的となるべき債権を、譲渡人が有する他の債権から識別できる程度に特定されることが必要としている。ここでの対象は、商品売掛代金債権を主体とする集合債権であることも着目されるものである。
- 21 判タ 1081 号 315 頁、金判 1136 号 7 頁、金法 1635 号 38 頁。判例評釈として、池田真朗・金法 1652 号 22 頁、千葉恵美子・ジュリ 1223 号 72 頁など。また本稿に関連する判例研究として、大西武士「将来債権譲渡担保の対抗要件に関する判例」判タ 1086 号 86 頁など。
- 22 判タ 1237 号 140 頁、金法 1803 号 85 頁。また判例評釈としては、「<特集> 結着！ 将来債権譲渡担保と国税債権の優劣—最一判平成 19・2・15 を読んで」N B L 854 号 10 頁以下、に多く寄せられている。
- 23 東京高判平 16. 7. 21 金法 1723 号 43 頁。これへの評釈として、池田真朗「判批：東京高判平 16・7・21」金法 1736 号 8 頁、道垣内弘人「判批：東京高判平 16・7・21」金法 1748 号 30 頁など。
- 24 両説の比較検討をしている文献として、井上繁規「金銭債務の担保として既発生債権及び将来債権を一括して譲渡するいわゆる集合債権譲渡担保契約における将来債権の移転時期と譲渡担保権者の国税徴収法 24 条の物的某勢責任(上)(下)」金法 1765 号 38 頁、金法 1766 号 52 頁、後藤出「将来債権譲渡—「契約承継者条項」の是非」山本和彦＝事業再生研究機構編『事業再生と金融実務からの債権法改正』(商事法務、2013 年) 95 頁、などがある。
- 25 井上・前掲注 24)・(上)43 頁、後藤・前掲注 24)97-98 頁。
- 26 井上・前掲注 24)・(下)52 頁。
- 27 池田真朗発言「<対談> 最一小判平 19. 2. 15 の評価と今後の実務への影響」金法 1804 号 6 頁、11 頁。
- 28 これに対しても、譲渡担保設定者が何らかの行為をしなくても権利は移転すべきもの、つまり既に契約時点で移転はなされているものである、との反論がある。池田真朗発言・前掲注 27)13 頁。
- 29 つまり、営業譲渡をして第三者に売却すれば、将来債権とは営業権を買った先で生じてくるものであるから、更生会社からは離れて譲渡担保権者が関与できないはずである、との考えである。
- 30 江口直明発言・前掲注 27)15 頁。
- 31 井上・前掲注 24)・(下)53 頁。
- 32 池田真朗『債権譲渡の発展と特例法』(弘文堂、2010 年) 202 頁参照。
- 33 後藤・前掲注 24)99 頁。
- 34 後藤・前掲注 24)99 頁。
- 35 議論を整理した論考の代表的なものとして、中田裕康「将来又は多数の財産の担保化」『金融法務研究会報告書(8) 動産・債権譲渡担保融資に関する諸問題の検討』(金融法務研究会、2010 年) 14 頁、森田宏樹「譲渡の客体としての将来債権とは何か」金判 1269 号 1 頁、などがある。
- 36 後藤・前掲注 24)100 頁。
- 37 後藤・前掲注 24)102 頁。
- 38 前出・注 12)最判平 10. 3. 24 民集 52 巻 2 号 399 頁。
- 39 一方、山本和彦「建物の賃料債権の差押えの効力が発生した後に建物を譲り受けた者が賃貸人の地位の移転に伴う賃料債権の取得を差押権者に対抗することの可否(消極)」判評 482 号 39 頁では、賃料債権の譲受人の保護の必要性を劣後させてとらえている。
- 40 後藤・前掲注 24)104 頁。
- 41 中田・前掲注 35)24 頁。また、和田・前掲注 13)172-73 頁では、債権の発生原因が未だ存在しない段階で将来債権者となる法的地位のみが譲渡される、という説明に疑問を呈している。また、対抗要件制度との絡みで、債権譲渡における契約上の地位の二重譲渡への配慮を重視する説もある。池田真朗「債権譲渡・債務引受・契約上の地位の移転(譲渡)—法制審議会部会の配布資料「検討事項」の外観を中心に—」池田真朗＝平野裕之＝西原慎治編著『民法(債権法)改正の論理』(新青出版、2010 年) 28-29 頁参照。
- 42 後藤・前掲注 24)99 頁。
- 43 論拠として、契約関係は当事者間の債権関係であり、その原因自体を物権的に移転させてはじめて、そこから派生する将来債権すべてに譲渡の効力が及ぶという見解がある。西島良尚「将来債権譲渡」円谷峻編著『民法改正案の検討 第 2 巻』(成文堂、2013 年) 34 頁参照。
- 44 両説とも、譲受人の債権取得については、処分権の移転時に将来発生する具体的債権の移転を連動させる直接取得説に立つが、次節にあげる二段階説では、まず譲渡人の下で発生した債権が、事前に締結された将来債権譲渡(担保)契約に基づいて直ちに譲受人に移転するという経路的移転説の見解に立つ。和田・前掲注 13)174 頁参照。

- 45 伊藤達哉「将来債権譲渡担保の未決着の論点をめぐる法的考察—最一小判平 19. 2. 15 を出発点として—」金法 1873 号 48 頁、和田・前掲注 13)173-74 頁。
- 46 未発生将来債権に係る処分権の現在譲渡及びそれへの対抗要件具備の効力を認めるとしても、譲受人が債権を取得して処分効果が発生するのは、別の時点であるとする。和田・前掲注 13)173-74 頁。
- 47 伊藤・前掲注 45)50 頁。
- 48 伊藤・前掲注 45)50 頁。
- 49 潮見佳男「民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案の概要—消滅時効・法定利率・保証・債権譲渡ほか—」金法 2003 号 6 頁、25 頁参照。川邊光信「民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案」と「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」の相違点—パブリックコメントはここまで反映されたか—」金法 2005 号 6 頁、9 頁・44 頁参照。
- 50 商事法務編・前掲注 2)128 頁。
- 51 商事法務編・前掲注 2)128 頁。
- 52 商事法務編・前掲注 2)129 頁。
- 53 法制面でも、1998 年 6 月に「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(旧・SPC 法)」が成立し、さらに 2000 年 11 月に「資産流動化法」へと改正されている。
- 54 中小企業は、売掛債権を担保として金融機関からの借入れを行なうものだが、信用保証協会からの保証も受ける。この際、当該売掛債権は当初から金融機関と保証協会の準共有とすることで、仮に代位弁済となった場合にも、保証協会の当該債権による求償権取得を容易にした点に特色がある。
- 55 この制度は、売掛債権に加えて棚卸資産も担保対象に拡大したものである。この制度上の売掛債権とは、割賦代金債権・診療報酬債権・工事代金債権など役務等報酬も含まれる。一方、棚卸資産としては仕掛品・原材料・貯蔵品なども含むが、機械設備や車両運搬具などは除外されるため、動産全般とは言えない。
- 56 小林信明「将来債権譲渡に関する法制」山本和彦＝事業再生研究機構編『債権法改正と事業再生』(商事法務、2011 年) 111 頁、128-29 頁参照。なお、本文括弧内の名称は筆者が付記。
- 57 小林・前掲注 56)130 頁参照。
- 58 小林・前掲注 56)135 頁参照。
- 59 中田・前掲注 35)24 頁参照。
- 60 沖野真己「三上報告・高山報告・後藤報告へのコメント」山本和彦＝事業再生研究機構編『事業再生と金融実務

からの債権法改正』(商事法務、2013 年) 128-29 頁参照。

61 小林・前掲注 56)136 頁参照。

(原稿受理年月日 2015 年 11 月 20 日)